

令和 8 年度

大津市建設工事入札参加資格審査申請について

大津市総務部契約検査課

大津市が発注する建設工事の入札に参加を希望される方は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」に基づくほか、以下の内容にご留意いただくとともに「大津市入札参加申請要領（建設工事）」に基づき申請手続きを行ってください。

大津市への入札参加資格審査申請の対象となるのは、滋賀県市町競争入札参加資格審査申請システムの「個別情報登録」において「大津市」を選択し、受付期間中に入力及び滋賀県と大津市へ必要書類の提出を完了された者に限りますので、ご注意ください。

1 受付期間

(1) 滋賀県市町競争入札参加資格審査申請システムの入力受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 12 月 19 日（金）

(2) 確認書類の提出受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 12 月 24 日（水）※¹

※¹：確認書類を郵送される場合は当日消印有効とします。

※¹：(1)の入力受付期間内に入力が完了していない場合は、確認書類を提出されても大津市への入札参加資格審査申請の対象といたしません。

2 資格の有効期間

(1) 大津市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）

1 年間有効：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

(2) 大津市外に本店を有する業者（以下「市外業者」という。）

1 年間有効：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日※²

※²：市外業者の方で令和 7 年度向けに申請いただいた場合、その資格が 2 年度において有効となるため申請は不要です。

3 大津市個別書類の提出方法

大津市個別書類の提出は、クリアファイルに入れて郵送若しくは大津市総務部契約検査課へ直接提出してください。（フラットファイルに綴じる必要はありません。）

郵送される場合は、送付の記録が確認できる方法（例：簡易書留、特定記録、レターパック）を利用し、「11 お問い合わせ及び書類提出先」へ送付するとともに、大津市の審査が完了する令和 8 年 3 月 31 日まで郵便局が発行する「受領証（お客様控）」を保管してください。

なお、大津市と滋賀県ではそれぞれ提出先が異なります。大津市へ提出すべき書類を滋賀県へ提出された場合は、大津市の審査ができませんので送付先にご注意ください。

4 入札参加希望業種

『別表』に掲げる入札参加希望業種欄のうち 2 業種以内（1 業者 2 業種まで）とします。建設業法による許可の種類とは異なりますのでご注意ください。入札参加希望業種に係る許可建設工事の経営

事項審査を受けていない場合は、その業種を希望することはできません。

参加希望業種ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1名以上配置する必要があります。特に「舗装工事」を希望する場合は、舗装施工管理技術者（1級、2級は不問）の資格を有する常勤技術者が1名以上在籍していることが条件となりますのでご注意ください。

また、建設工事と測量及び建設コンサルタント等の両方を希望する場合は、次の条件とします。

市内業者 1業者につき最大3業種まで

例：建設工事＝1業種 ・ 測量及び建設コンサルタント等＝2業種

市外業者 1業者につき最大2業種まで

例：建設工事＝1業種 ・ 測量及び建設コンサルタント等＝1業種

5 技術職員の登録条件

技術職員1名に対し、登録できる入札参加希望業種の数に制限はありません。

6 個別情報登録における業者番号について

令和7年度に登録されている場合は、大津市ホームページ内「競争入札参加有資格者一覧」に掲載している業者番号を入力してください。初めて登録される方は「代表の電話番号（市外局番を含むハイフンを除いた番号）」を入力してください。

大津市ホームページ：事業者向け＞入札・契約＞入札・契約（契約検査課）＞10 建設工事等の登録業者一覧

7 年度途中の随時受付及び希望業種の追加・変更

年度途中における入札参加資格審査申請の随時受付は行いません。

また、年度途中における入札参加希望業種の追加、変更は認めませんが、削除、取下げは認めます。

8 登録通知について

登録通知等の発行はいたしませんのでご了承ください。

ただし、令和8年4月1日（水）以降に登録業者一覧として「競争入札参加有資格者一覧」を大津市ホームページに掲載しますので、その掲載をもって登録の通知とさせていただきます。

万が一、書類不備等で登録できない場合につきましては令和7年度中に連絡の上、書類一式を返却します。

9 主観的評価点の導入による発注基準の改正について（市内業者のみ）

受注希望型指名競争入札発注基準における適用設計金額ごとのランクについて、経営事項審査結果における総合評定値に主観的評価点を加えた総合点数で区分します。なお、このことは大津市企業局にも適用します。

(1) 対象となる参加希望業種

- ①土木一式工事 ②建築一式工事 ③舗装工事 ④電気設備工事 ⑤給排水冷暖房工事
⑥造園工事

(2) 改正基準の導入開始日

令和8年6月1日からの発注基準にて適用します。なお、令和8年4月1日から同年5月31日までの期間におきましては令和7年度の発注基準を適用いたします。

(3) 主観的評価項目

主観的評価項目及び加点点数は次の一覧のとおりです。

評価項目	主観的評価点
【１】工事成績 ①平均工事成績 大津市および大津市企業局の発注工事を対象とし、入札参加希望業種別の過去４年間（令和３年度～令和６年度）の工事成績評定点の平均（少数点以下切り上げ） ※ただし共同企業体（ＪＶ）の工事は対象外	過去４年間の平均点が ５５点以下は △１０点 ５６～６０点は △ ５点 ６１～７０点は ０点 ７１～７５点は ５点 ７６～８０点は １０点 ８１点以上は １５点
【２】経営管理 ②ＩＳＯ認証取得 （ア）ＩＳＯ９００１の認証取得 （イ）ＩＳＯ１４００１の認証取得	ＩＳＯ９００１の認証取得 １０点 ＩＳＯ１４００１の認証取得 １０点
③認証・登録 （ア）一般財団法人持続性推進機構の実施するエコアクション２１ （イ）ＫＥＳ（京都環境マネジメントシステムスタンダード） （ウ）エコステージ ※ＩＳＯ１４００１の認証取得による加点がある場合は対象外	いずれかの認証・登録 ８点 （上限８点）
【３】社会性 ④防災協定の締結 大津市（消防局を含む）または大津市企業局との間で、災害時における防災活動について定めた防災協定、災害協定等を締結している場合、もしくは協定等を締結している団体に加入している場合	協定等を締結している場合 １０点 ※複数の協定と締結している場合でも１０点を上限とする。
⑤災害時における応急救援活動等への参加 大津市（消防局を含む）または大津市企業局との間で締結している防災協定または災害協定等に基づき、応急救援活動等へ参加した過去１年間の実績（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）がある場合 ※災害発生時において大津市（消防局を含む）または大津市企業局からの要請により応急救援活動に出動した業者が対象となる。 ※防災訓練への参加については対象外とする。	活動実績１回につき ５点 （最大２回 １０点を上限とする）
⑥大津市消防団員として活動している従業員の雇用 令和７年１２月１９日までに大津市消防団員として在籍していること（従業員には代表者・役員を含む）	従業員１名雇用につき ５点 （２名１０点を上限とする）

⑦「大津市防災士」に登録がある従業員の雇用 令和7年12月19日までに大津市防災士として登録していること（従業員には代表者・役員を含む）	従業員1名雇用につき 2点 （5名10点を上限とする）
⑧「滋賀県被災建築物応急危険度判定士」または「滋賀県被災宅地危険度判定士」の資格を有する従業員の雇用 令和7年12月19日までに資格を有していること（従業員には代表者・役員を含む） ※認定登録の有効期間（5年更新）が過ぎている場合は対象外	従業員1名雇用につき 5点 （2名10点を上限とする） ※1人の従業員が2つの資格を有する場合でも5点の加点とする。
【4】信用状況 ⑨入札参加停止状況 大津市建設工事等指名停止基準による過去1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に指名停止措置を受けた場合	指名停止措置期間が 1月未満は△5点 1月以上2月未満は △10点 2月以上3月未満は △15点 3月以上6月未満は △20点 6月以上12月未満は△30点 12月以上は △40点

(4) 提出書類について

大津市に提出が必要な書類	提出対象者
使用印鑑届（大津市様式）	全業者
登記事項証明書（法人）もしくは身分証明書（個人）	全業者
建設業の許可を証明する書類	全業者
総合評価値通知書の写し	全業者
主観的評価項目確認表（大津市様式）	市内業者のうち (1) 対象となる参加希望業種を申請する業者
滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定証または滋賀県被災宅地危険度判定士登録証の写し	市内業者のうち (1) 対象となる参加希望業種を申請する業者

10 その他

- (1) 滋賀県市町競争入札参加資格審査申請システムを通じて登録された個人情報の利用目的は、入札参加業者の選定及び配置技術者の確認のためのものであり、この情報を目的以外に利用することはありません。

ただし、申請に基づき作成した「競争入札参加有資格者一覧」を令和8年4月10日（金）以降に大津市ホームページ、契約検査課窓口、市政情報課窓口にて公表します。公表内容は、希望業種、商号、名称、所在地、電話番号です。

また、受理した書類等は返却いたしませんので、必要に応じて控えを作成してください。

- (2) 電子入札システムで表示できる文字について制限があるため、JIS 第一水準及び第二水準までの

文字で申請してください。表示不可の文字は予告無しにこちらで置換えをさせていただくことがあります。

- (3) 大津市企業局へは、管布設工事（水道・ガス）及び建設コンサルタント（上水道及び工業用水道・下水道）の業種に関する入札参加に対して、別途提出書類が必要となります。詳しくは大津市企業局契約管財課（TEL：077-528-2614/直通）までお問い合わせください。
- (4) 入札の指名については、同種実績等を総合的に考慮し選定しますので、入札参加申請をされても指名されないことがあります。詳細については、契約検査課まで確認してください。
- (5) 契約検査課が公告、発注する建設工事の入札に参加しようとする場合は、電子入札システムへの登録が別途必要です。電子入札システムに利用者登録の無い場合は、原則として入札には参加できません（指名競争入札の場合は、原則、指名しません）。
- (6) 新規登録の方の業者番号につきましては、第8項の「競争入札参加有資格者一覧」にて通知します。電子入札システムへの登録につきましては、令和8年4月10日（金）以降に可能となる予定です。
- (7) 申請内容または提出書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。

11 お問い合わせ及び書類提出先

大津市総務部契約検査課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号 TEL：077-528-2720（直通） FAX：077-521-0419

大津市入札参加申請要領（建設工事）

入札参加申請者は、次の条件を具備していることとする。

1. 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
2. 申請時点で有効な建設業法第3条の規定による許可を受け、同法第27条の23に基づく経営事項に関する審査（入札参加希望業種に係る許可建設工事の審査）を受審しており、現に建設業を営んでいる者。
3. 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

確認方法

社会保険の加入状況は、入札参加申請時に提出する「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の写しの記載によって確認する。

なお、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）により確認する。（全て直近のもの、写し可。金額、個人名等は黒塗り等可。）

適用除外の取扱について

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の中の、社会保障の有無欄に「除外」と表示されている場合については、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入しているものと扱う。

4. 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していない者
5. 下記のいずれにも該当しない者
 - (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

〈別表〉

入札参加希望業種と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

区分	入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
建設工事	土木一式工事	土木一式工事（土）	土木一式工事、下水道管渠工事、下水道管更生工事
		とび・土工・コンクリート工事（と）	コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、止水工事
		石工事（石）	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
		タイル・れんが・ブロック工事（タ）	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事
		鋼構造物工事（鋼）	閘門、水門等の門扉設置工事
		しゅんせつ工事（しゅ）	しゅんせつ工事
		水道施設工事（水）	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事
	建築一式工事	建築一式工事（建）	建築一式工事
		大工工事（大）	大工工事、型枠工事、造作工事
	舗装工事★	舗装工事（舗）	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
	電気設備工事	電気工事（電）	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事（市街灯含む。ただし、交通安全施設に伴う照明を除く）、電車線工事、信号設備工事（交通安全施設に伴う信号を除く）、ネオン装置工事
		電気通信工事（通）	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
	給排水冷暖房工事	管工事（管）	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、消雪設備工事、管内更生工事（宅内）
		熱絶縁工事（絶）	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事

★「舗装工事」を希望するものは、舗装施工管理技術者の資格を有する常勤技術者が１名以上在籍していること。

区分	入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
建設工事	造園工事	造園工事（園）	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
		石工事（石）	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
		タイル・れんが・ブロック工事（タ）	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	鉄骨工事	鋼構造物工事（鋼）	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
		鉄筋工事（鉄）	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
	機械設備工事	機械器具設置工事（機）	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
	塗装工事	塗装工事（塗）	塗装工事（交通安全施設に伴う塗装を除く）溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
	橋梁上部工事	土木一式工事（土）	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）P・C
		鋼構造物工事（鋼）	橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）
	法面処理工事	防水工事（防）	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
		とび・土工・コンクリート工事（と）	現場吹付法枠工事、アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事
	交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事（と）	道路附属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）（交通安全施設に伴うもの）
		塗装工事（塗）	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に伴うもの）
		電気工事（電）	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に伴うもの）
		電気通信工事（通）	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に伴うもの）
		機械器具設置工事（機）	（交通安全施設に伴うもの）
	消防施設工事	消防施設工事（消）	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事

区分	入札参加希望業種	許可建設工事の種類	建設工事の例示
建設工事	建築附帯工事	左官工事（左）	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
		とび・土工・コンクリート工事（と）	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事
		屋根工事（屋）	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
		タイル・れんが・ブロック工事（タ）	タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
		板金工事（板）	板金加工取付け工事、建築板金工事
		ガラス工事（ガ）	ガラス加工取付け工事
		防水工事（防）	防水工事（建築物に伴うもの）
		内装仕上工事（内）	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
		建具工事（具）	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
		建築一式工事（建）	文化財建築修理工事
		大工工事（大）	文化財修理大工工事
	解体工事	解体工事（解）	工作物解体工事 （ただし、それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。また、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事はそれぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。）
	さく井工事	さく井工事（井）	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
	清掃施設工事	清掃施設工事（清）	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事